令和９年度　幼児教育の無償化について（公立幼稚園）

【制度の概要】

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、幼稚園及び認定こども園を利用する5歳から6歳（就学前）までの幼児の利用料（保育料・授業料）が無償化されています。

【預かり保育の認定について】

預かり保育利用の認定には、両親が就労しているなどの保育の必要性が要件となっており、申請にはそれを確認するための添付書類が必要となります。

（預かり保育利用認定と添付書類について　参照）

【公立幼稚園】

幼稚園利用料の無償化について

幼稚園利用料の無償化手続きにつきましては、手続き不要です。

幼稚園利用「無料」です。

※　**園費（教材費）や行事費、バス代等につきましては、無償化の対象外であるため、保護者の負担となります。**

【預かり保育料】（保育料無償化対象）

預かり保育利用料無償化対象となるためには、保育の必要性の認定（**別紙１**）を受ける必要があります。

おやつ代、教材費に関しては保護者負担となります。

【認可外保育所の一時預かり保育と幼稚園の預かり保育の両方を利用する場合】

認可外保育所（事業内保育所・病院内保育所等）と幼稚園の預かり保育を併用する場合につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合、利用の実態に応じて、月額 11,300 円（幼稚園の預かり保育と認可外保育所の利用金額合計）まで無償化の対象となります。

※　11,300 円を超えた分の金額につきましては、保護者の負担となります。

※　**就労以外の保育を必要とする理由がある場合には、各添付書類を付けて提出してください。**

令和９年度　幼児教育の無償化について（認定子ども園）

【制度の概要】

子育てを行う家族の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、幼稚園及び認定子ども園などを利用する3歳から5歳（就学前）までの幼児の利用料（保育料・授業料）が無償化されています。

【対象者・無償化範囲】

対象者及び無償化の対象範囲は以下のとおりです。

なお、給食費や教材費、行事費、送迎費等は無償化の対象外であるため、保護者の負担となります。

【認定子ども園利用料について】

認定こども園で今回無償化の対象となる幼児のうち、教育・保育給付1号認定の方は、保育料無償化に係る手続きは不要です。

認定子ども園利用料は、「無償化の対象」です。

【主食費・副食費の取扱いについて】

食材料費の取扱については、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考えを維持する事を基本とし、実費負担となります。

預かり保育料について（保育料無償化対象）

預かり保育利用料無償化対象となるためには、保育の必要性の認定（別紙１）を受ける必要があります。

（預かり保育利用認定と添付書類について　参照）

※　無償化の対象外となった場合でも、預かり保育の利用は可能です。

※　（預かり保育料全額自己負担になります。）

【認可外保育所の一時預かり保育と幼稚園の預かり保育の両方を利用する場合】

認可外保育所（事業内保育所・病院内保育所等）と幼稚園の預かり保育を併用する場合につきましては、保育の必要性の認定を受けた場合、利用の実態に応じて、月額 11,300 円（幼稚園の預かり保育と認可外保育所の利用金額合計）まで無償化の対象となりますので、町の負担となります。

※　11,300 円を超えた分の金額につきましては、保護者の負担となります。

※　就労以外の保育を必要とする理由がある場合には、各添付書類を付けて提出してください。